令和５年度
第１回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和５年度第１回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和５年４月２８日（金）　１３時２５分開会
　　１４時０９分閉会
開催場所　　千歳市役所　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１７名　欠席委員３名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	宮澤徳夫	出席	
３番	三溝健雄	出席	
４番	登坂英樹	出席	
５番	平岡　博	欠席	
６番	今　鉄雅	出席	
７番	片桐好英	出席	
８番	樋口　司	出席	
９番	川端智之	出席	
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	出席	議事録署名委員
１２番	鈴木弘樹	出席	議事録署名委員
１３番	清水利一	出席	
１４番	平岡日出男	欠席	
１５番	黒澤譲治	出席	
１６番	藤田勝久	出席	
１７番	中村由美子	出席	
１８番	山形繁雄	出席	
１９番	高橋　正	欠席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	松石博司
管理課長	上田創一
企画振興係長	小野美幸
農地係主任	福士憲二
農地係主任	松川　裕
農地係主事	藤谷千秋

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の人事異動）
　　報告第２号　専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）
　　報告第３号　専決処分の報告について（農地法第 5 条第 1 項第 7 号届出）
　　報告第４号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
　　報告第５号　専決処分の報告について（現況証明願）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
　　議案第２号　農地法第 4 条の規定による許可申請について
　　議案第３号　令和 5 年度第 1 号農用地利用集積計画の決定について
　　議案第４号　千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告について
　　議案第５号　現況証明願について
　　議案第６号　千歳市都市計画審議会委員の推薦について
日程第 7　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　定刻前ではありますが、皆様お揃いになりましたので、ただ今から令和５年度第１回農業委員会総会を開催いたします。

本日は５番、平岡博委員、14番、平岡日出男委員、19番、高橋委員は、所用のため、欠席する旨の届出がございました。

よって、委員20名中17名が出席しており、会議は成立いたしました。会議の開催にあたりまして、会長からご挨拶がございます。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、出席ご苦労様です。大変忙しい時期に入りましたので、早速、会議の方へ入らせていただきたいと思います。本日もよろしくお願いいたします。（13：25）

＜日程第３　議事録署名委員の指名＞

議　　長　　日程第3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第13条により、11番、遠藤委員、12番、鈴木委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　務　局　　令和４年度第12回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の人事異動）】

議　　長　　次に、日程第 5、報告の部に入ります。（13：26）
報告第１号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第１号について、ご説明申し上げます。
議案書１ページをご覧いただきたいと思います。
千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領に基づき、次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。
前任者から、ご説明いたします。
3 月 31 日付けで△△△△農業委員会事務局管理課長が、定年退職してございます。
次に、後任者について、ご説明いたします。
発令月日は、4 月 1 日付けで、前△△管理課長の後任として、農地係長でありました、△△△△が管理課長に昇任し、農地係長との兼務発令を行ってございます。
また、総務部職員課付けで農地係主事、△△△△が新規採用で着任してございます。
以上、報告第１号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　暫時休憩します。（13：27）

議　　長　　再開します。（13：29）

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済みといたします。

【報告第２号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　次に報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 2 ページをお開きください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 2 件で、土地の所在等は、議案書 2 ページから 3 ページのとおりです。なお、整理番号 1 の被相続人は△△△△さん、整理番号 2 の被相続人は△△△△さんであります。以上、報告第 2 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 2 号を報告済といたします。

【報告第３号　専決処分の報告について（農地法第５条第１項第７号届出）】

議　　長　　次に報告第 3 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 3 号について、ご説明申し上げます。
議案書 4 ページをお開きください。
農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出があり、千歳市農業委員会 会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
当日配布資料の 1 ページに、報告第 3 号資料として、位置図、土地利用計画図を添付しております。
令和 4 年度整理番号 3 は、△△△△さんが、宅地造成を行うための転用案件であります。
転用を行う土地の所在等は議案書 4 ページのとおりです。

当該地は令和５年３月24日に市街化区域に編入されており、市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届出を行うことで転用許可不要となります。
当日配布資料１ページの下段、土地利用計画図をご覧ください。
黄色が戸建住宅用地、中央の濃いオレンジ色が14m幅の道路、ほかの薄い色が8m幅の道路、左側のピンク色がサービス施設用地、下の緑色が街区公園、右上の水色が雨水貯留池となります。
なお、右下にある青色の部分は△△さんの既存住宅があるため転用対象ではありません。
工事完了時期は令和６年12月を予定しております。
以上、報告第３号についてご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

平　沖　委　員　　当日配布資料にあるピンク部分は何ですか。

事　　務　　局　　サービス施設用地になります。

平　沖　委　員　　サービス施設用地とは何ですか。

事　　務　　局　　おそらく、店舗などが入るかなと思われます。

平　沖　委　員　　店をここに作る予定ということですね。分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第３号を報告済といたします。

【報告第４号　専決処分の報告について（農地法第１８条第６項合意解約の通知）】

議　　長　　次に報告第４号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　　務　　局　　報告第４号について、ご説明申し上げます。
議案書５ページをお開きください

農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約は6件で、土地の所在等は、議案書5ページから7ページのとおりです。

はじめに、議案書5ページ、整理番号1及び2で解約のあった土地につきましては、後ほど、借主を変更した上で、議案第3号において利用集積計画に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。

次に、議案書6ページ、整理番号3で解約のあった土地につきましては、来月以降、借主を変更した上で、利用集積計画に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。

整理番号4で解約のあった土地につきましては、後ほど、議案第3号において、利用集積計画に基づく所有権移転案件としてお諮りする予定であります。

最後に、議案書7ページ、整理番号5及び6で解約のあった土地につきましては、後ほど、借主を変更した上で、議案第3号において利用集積計画に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。

以上、報告第4号について、ご説明申し上げました。

事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第4号を報告済といたします。

【報告第５号　専決処分の報告について（現況証明願）】

議　　長　　次に報告第5号を議題といたします。

事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第5号についてご説明申し上げます。

議案書8ページをお開きください。

現況証明の願い出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

当日配布資料の2ページから3ページに、報告第5号資料として、

地番図、航空写真、現地写真を添付しております。
土地の所在等は議案書8ページのとおりです。
土地の区分は、市街化区域であるため、事務局職員において本年4月4日に現地確認を行っております。
整理番号2、当該地は、北斗〇〇〇〇の住宅地に位置しており、市街化区域内であります。以前から住宅の庭であり、長年、農地利用はされていなかったと伺っております。
今回、所有者が土地を売却するにあたり、当該地の登記地目が畑であることから、地目変更登記を行う必要があるため、現況証明願がありました。
調査の結果、願出地は、農地台帳上すでに非農地で、住宅の庭として利用しており、庭木、庭石、車庫が置かれています。さらに一部アスファルト舗装がされており、農地として活用することが困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外として証明書を発行しております。
以上、報告第5号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

平沖委員　　この庭の部分を非農地証明するということですか。

事務局　　はい。

平沖委員　　証明後は売却との説明がありましたが奥のほうは持ち主の方の住宅だと思いますが、庭の部分のみ処分するのでしょうか。

事務局　　今、住宅が建っている部分も取り壊し、庭の部分も更地にして、近隣のアパートの駐車場として利用する予定と聞いております。

平沖委員　　建物も庭も更地にするということですね。分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（意見なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第5号を報告済といたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、日程第 6、協議の部に入ります。（13：39）
　はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 1 号について、ご説明申し上げます。
　議案書 9 ページをお開きください。
　農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
　今月の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借権設定が 1 件です。
　当日配布資料の 4 ページから 6 ページに、議案第 1 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
　整理番号 1 は、泉郷の△△△△さんが、泉郷の△△△△さんから農地を使用貸借する案件です。
　土地の所在等につきましては、議案書 9 ページのとおりです。
　整理番号 1 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
　以上、整理番号 1 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号について、ご説明申し上げます。

議案書 10 ページをお開きください。

農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

なお、整理番号 1 を可として議決した場合には、北海道農業会議に意見聴取を行い、許可相当との意見回答後、許可書を交付することとします。

当日配布資料の 7 ページから 11 ページに、議案第 2 号資料として地番図、建物配置図・求積図、立面図、工程表を添付しております。

今月の農地法第 4 条の規定による許可申請は 2 件です。

はじめに、整理番号 1、祝梅の△△△△さんがグリーンツーリズム施設の認定を受け、観光農園に必要な休憩所兼受付所を建築する転用案件となります。

転用を行う土地の所在等は、議案書 10 ページのとおりです。

当該地の農地区分は農用地区域内農地であります。

農地区分については、現在、農業振興地域整備計画における農用地区域からの除外手続中であり、決定公告後は、概ね 10ha 以上の集団的農地で、高性能農業機械による営農が可能な農地であるため、甲種農地に位置づけられます。

甲種農地は、原則、転用不許可とされておりますが、都市住民の農業の体験その他都市等との地域間交流を図るために設置される施設の建築でありますことから、例外許可事由に該当します。

また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。

これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

なお、本件につきましては、農家住宅や農業用施設に該当しない転用目的であることから、可として議決した場合、北海道農業会議に意見聴取を行い、許可相当との意見回答を受けた場合に許可証を交付することとします。

次に、整理番号 2、祝梅の△△△△さんが農家住宅及び農業用倉庫を建築するための案件であります。転用を行う土地の所在等は、議案書 10 ページのとおりです。

当該地の農地区分は農用地区域内農地であります。

農家住宅部分については、現在、農業振興地域整備計画における農用地区域からの除外手続中であり、決定公告後は、概ね10ha以上の集団的農地で、高性能農業機械による営農が可能な農地であるため、甲種農地に位置づけられます。

甲種農地は、原則、転用不許可とされておりますが、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画に基づき行われる農家住宅の建築でありますことから、例外許可事由に該当します。

農業用倉庫部分については、農業用施設用地への用途変更を申請中であります。

農用地区域は、原則、転用不許可とされておりますが、農業用施設に供するため農地以外のものにしようとする場合は、例外許可事由に該当します。

また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。

これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

なお、本件につきましては、30ａ以下の農家住宅及び農業用倉庫への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。

以上、議案第2号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

樋口委員　　確認したいのですが、当日配布資料の11ページ、工程表の中で、引渡が令和4年12月30日となっておりますが間違いでしょうか。

事務局　　令和5年の間違えです。

議　　長　　よろしいですか。

樋口委員　　はい。分かりました。

中村委員　　よろしいでしょうか。

議　　長　　はい。どうぞ。

中　村　委　員　　△△さんは今どのような営農をされていて、今後、グリーン・ツーリズムでどのような形の体験受入れとか、畑でどのようなことをさせるとか、そのような計画が分かれば教えていただけないでしょうか。

事　　務　　局　　グリーン・ツーリズムの計画としては、具体的になんの作物とは記載されてはいません。

中　村　委　員　　今の営農状況もですか。

事　　務　　局　　今は果樹と野菜をやっていると伺いました。

中　村　委　員　　なにか曖昧な感じですね。

平　沖　委　員　　たまに、付近を通ることがありますが、特段畑をやっているようには見受けられないですし、何をやるのかわからないのですが、△△△△さんに貸していた所が多分畑になっているので、そこで色々作物を作ってという事ではないでしょうか。
　分かりづらくて申し訳ございませんが。

事　　務　　局　　△△△△さんに以前貸していた場所を解約して、今回の申請でその貸していたところで摘み取り農園をしたいと伺っております。

藤　田　委　員　　先月も議案にありましたが、4町ぐらいまだ農地が残ってそこで営農が継続されると回答がありましたが、それは間違いないですか。

事　　務　　局　　間違いないです。

議　　長　　よろしいですか。

藤　田　委　員　　はい。

議　　長　　他になにかございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第３号　令和５年度第１号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第 3 号、令和 5 年度農用地利用集積計画の決定について、所 1 から利 9 までを議題といたします。事務局より報告願います。

事　務　局　　議案第 3 号について、ご説明申し上げます。

議案書 11 ページをお開きください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。

当日配布資料の 12 ページから 19 ページに議案第 3 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

今月の案件は、所有権移転が 2 件、利用権設定が 10 件になります。

土地の所在等は議案書のとおりです。

はじめに、整理番号所 1・2 及び利 1 から利 9 までを説明いたします。

議案書 11 ページをご覧ください。整理番号所 1 は、中央の△△△△さんが、釜加の△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件になります。

整理番号所 2 は、中央の△△△△さんが、釜加の△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件になります。

議案書 12 ページをご覧ください。整理番号利 1・2 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。

次に、整理番号利 3・4 は、公益財団法人道央農業振興公社を介して新規に賃貸借契約を行う規模拡大案件になります。

次に、整理番号利 5 は、報告第 4 号整理番号 1 で合意解約のあった土地について、借主を変更したうえで賃貸借契約を行う案件になります。

議案書 13 ページをご覧ください。整理番号利 6・7 は、報告第 4 号整理番号 5 及び 6 で合意解約のあった土地について、借主を変更したうえで公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を

行う案件になります。
　次に、整理番号利8・9は、報告第4号整理番号5で合意解約のあった土地について、借主を変更したうえで公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を行う案件になります。
　これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
　以上、整理番号所1・2及び利1から利9までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。
　次に、利10を議題といたします。
　この案件については、農業委員会に関する法律第31条第1項の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
　暫時休憩します。（13：54）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：55）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　議案書14ページをご覧ください。
　整理番号利10は、報告第4号整理番号2で合意解約のあった土地について、借主を変更したうえで賃貸借契約を行う案件になります。
　計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
　以上、整理番号利10について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　これより、質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します（13：55）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：56）

【議案第４号　現況証明願について】

議　　長　　次に議案第 4 号、現況証明願についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 4 号についてご説明申し上げます。
議案書 15 ページをお開きください。
現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
今月の市街化調整区域における現況証明願は 1 件であります。
当日配布資料の 20 ページ及び 21 ページに議案第 4 号資料として、地番図、航空写真、現地写真を添付しております。
整理番号 1 についてご説明いたします。
現況証明願の所在地等は、議案書 15 ページのとおりです。
願出地は、願出人の△△△△さんが、平成 19 年に相続を受けた土地ですが、所有者の子から聴取したところ、16 年前に母親が相続を受けた時には既に農地利用はなく、農地台帳上も、非農地となっております。

本件は、このたび、願出人がこの土地を売却するにあたり、地目変更登記を行いたいとして、現況証明の願出がありました。
調査の結果、願出地において農地利用はなく、雑草の跡や、木が茂っている部分もあり、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。
以上、整理番号１について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますのでご意見等をお願いします。

田　村　委　員　　4月13日に、私のほか、登坂委員、鈴木委員及び事務局により、整理番号１について現地調査を行いましたので報告します。
事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、農地利用はなく、写真のように木が生い茂っている部分があるほか、雑草が生えておりました。
本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

議　　長　　暫時休憩します。（13：58）

議　　長　　再開します。（14：00）
他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第５号　都市計画審議会員の推薦について】

議　　長　　次に議案第 5 号、千歳市都市計画審議委員の推薦についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 5 号について、ご説明申し上げます。
議案書 16 ページをご覧ください。
千歳市都市計画審議会委員の推薦について、審議意見を求めます。
この度、当委員会に対しまして、千歳市長より、任期満了に伴い、新たに千歳市都市計画審議会委員として、委員 1 名の推薦依頼がありました。
千歳市都市計画審議会は、千歳市における都市計画の総合的な企画及びその円滑な推進を図るため、市長の諮問機関として設置され、学識経験者･市議会議員など委員 16 名をもって構成されております。
なお、任期については、令和 5 年 5 月末より 2 年間となります。
以上、議案第 5 号について、ご説明申し上げましたがよろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　推薦についてどのように取り計らえば、よろしいでしょうか。

平　沖　委　員　　前任者を踏まえ、お忙しいところ大変申し訳ございませんが、農業委員会の代表である△△会長にお願いしてはどうでしょうか。

議　　長　　皆様、ご意見ございませんか。

（意見なし）

議　　長　　私を都市計画審議委員に推薦するということなので、審議を行うため農業委員会に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限の規定により、△△会長職務代理者と議長を交代し、私は退席いたします。
暫時、休憩します。（14：00）

（●●会長、退室　議長、交代）

議　　長　　再開します。（14：02）
質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。●●会長を都市計画審議会委員に推薦することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。●●会長の退席を解きます。暫時休憩します。（14：03）

（●●会長、入室　議長交代）

議　　長　　再開します。（14：04）
　これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

議　　長　　それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
資料-1　農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について
口　頭　令和５年度農地パトロールについて
事務連絡　令和６年度農林関係税制改正に関する要望について
口　頭　配布物等について
口　頭　大地の会総会の開催について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
　お疲れさまでした。（14：09　閉会）